

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 事故種類                             | 被引浮体搭乗者負傷   |
| 発生日時                             | 平成30年9月17日 14時40分ごろ   |
| 発生場所                             | 和歌山県 <sup>ひろがわ</sup> 広川町 <sup>からお</sup> 唐尾漁港南西方沖<br>鷹島南方灯標から真方位142° 1,650m付近<br>(概位 北緯34° 00.1′ 東経135° 08.2′)   |
| 事故の概要                            | 水上オートバイ <sup>せしんせい</sup> 汐真盛丸は、遊走中、また、水上オートバイ <sup>アイケイオー</sup> IK0は、浮体をえい航して遊走中、汐真盛丸と浮体とが接触し、浮体の搭乗者1人が負傷した。  |
| 事故調査の経過                          | 平成30年10月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取実施済   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 水上オートバイ 汐真盛丸、0.2トン<br>250-58363大阪、個人所有<br>B 水上オートバイ IK0、0.1トン<br>240-59843大阪、個人所有   |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長A、特殊小型<br>B 船長B、特殊小型  |
| 負傷者                              | A なし<br>B 軽傷 1人（浮体の搭乗者）   |
| 損傷                               | なし  |
| 気象・海象                            | 気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好<br>海象：波高 約0.5m   |
| 事故の経過                            | A船は、船長Aが1人で乗り組み、左旋回中、船長Aが、船首方にB船がえい航する「バナナボートと称する浮体」（以下「本件浮体」という。）を認めて停止しようと思い、スロットルレバーから指を離れたものの、本件浮体と接触した。<br>船長Aは、負傷した本件浮体の搭乗者1人をA船に乗せ、出発した海岸に戻った。<br>B船は、船長Bが1人で乗り組み、搭乗者2人を乗せた本件浮体をえい航しながら遊走していたところ、A船と本件浮体とが接触し、本件浮体の搭乗者2人が落水した。<br>本件浮体の搭乗者のうち1人は、後頭部裂創と診断された。<br>船長A、船長B及び本件浮体の搭乗者2人は、それぞれ固型式の救命胴衣を着用していた。 |
| 分析                               | A船は、遊走中、船長Aが、周囲の見張りを適切に行わずに左旋回したことから、船首方にB船がえい航する本件浮体を認めて停船しようとしたものの、本件浮体と接触して搭乗者が落水し、本件浮体の搭  |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>乗者1人が負傷したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件浮体をえい航しながら遊走中、A船と本件浮体とが接触して搭乗者が落水し、本件浮体の搭乗者1人が負傷したものと考えられるが、船長Bから情報を得ることができなかったことから、B船の運航状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| <b>原因</b>    | <p>本事故は、A船が遊走中、B船が本件浮体をえい航しながら遊走中、A船と本件浮体とが接触して搭乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| <b>再発防止策</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li></ul>                                  |